

F A - 1 8 戦闘攻撃機からの部品落下事故に対する意見書

去る、2月12日午後、米軍嘉手納基地で訓練中の米海兵隊岩国基地配備のF A - 1 8 戦闘攻撃機が、機首の右側にある給油口を覆うカバーを落下させる事故が発生した。

米軍は、カバーの落下場所は不明だが、飛行経路は主に海上及び米軍の管理する飛行場としているが、一步間違えれば、嘉手納基地周辺住民の人命に関わる重大な事故になりかねない。

また、米軍からの通報は事故発生翌日で、日米合意では、米軍による事件・事故の発生時には、正確、かつ迅速な情報提供をするとある。沖縄県のみならず、関係自治体や関係機関は、情報提供を繰り返し求めてきたにもかかわらず、通報の遅延や情報提供がなされない状況は、人的被害がなければ問題ないとの米軍の安全への認識欠如であり、到底容認できるものではない。

昨年、8月27日には普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターの窓を落下させる事故発生、10月18日にはMC-130J特殊作戦機からの部品落下事故が繰り返し発生しており、米軍の安全管理体制や再発防止策を受けてのチェック機能に強い疑念と憤りを禁じ得ない。

そのような中、報道によると2月25日には普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターが吊り下げ訓練中にトリイ通信施設沖合1.3キロメートルの海上に戦車型標的を投下した。第1海兵航空団は、乗組員の安全を確保するために意図的だったとは言いが、住民の命は危険にさらされている。

よって、本町議会は町民の生命、財産、安全を守る立場から米軍及び関係当局に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 事故に関する正確、かつ迅速な情報提供を行い、その結果を速やかに公表させること。
- 2 事故の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成、公表、実施すること。
- 3 全ての在沖米軍基地を整理縮小・撤去させること。
- 4 北谷町及び米軍基地所在自治体を含む沖縄県、日本政府、米国政府の三者による特別対策協議会を早期に設置すること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月3日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長